

川障発第186号
令和2年5月29日

市内障害者施設支援事業者 代表者 様
市内共同生活援助事業者 代表者 様
市内障害福祉通所事業者 代表者 様
市内障害児通所支援事業者 代表者 様

川口市福祉部障害福祉課長
(公印省略)

緊急事態措置を実施すべき区域の解除に伴う障害福祉サービス等事業所の臨時的な取扱いについて（通知）

埼玉県内に発令されておりました緊急事態宣言が5月25日に解除され、埼玉県では、外出自粛の解除や施設の使用停止等の協力要請対象施設の一部除外等を行いました。

市内障害福祉サービス等事業者につきましては、引き続き感染防止対策を徹底していただき、事業運営をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省通知）による新型コロナウイルス感染症等への対応による柔軟な取扱いについては、緊急事態宣言解除後も当面は別紙の取扱いを継続することとします。

【問い合わせ先】

施設の運営に関すること

施設係 TEL048-271-9442（直通）

在宅支援及び請求に関すること

給付係 TEL048-271-9443（直通）

—居宅等において「できる限りの支援」の提供を行った際の報酬の算定—

国から示された「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取り扱いについて」（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省）では、都道府県の要請を受けて臨時休業している場合やサービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者へ感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合には、居宅等における支援についても報酬の算定とすることができるとしています。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するため、やむを得ず居宅等においてできる限りの支援をした場合の算定については次のとおりとします。

なお、通所支援のサービス提供は、原則は事業所であることから、居宅等でのサービス提供の実施にあたっては、利用者や保護者にその理由を説明するとともに、報酬算定することについても了解を得るようお願いいたします。

サービス	想定する支援方法	想定する頻度	想定する期間	記録の整理
児童発達支援	音声通話、 Skype、電子メール・FAX、居宅を訪問しての面談等 など	本人や家族状況により事業所で検討。 <u>※ただし、利用者負担が発生することから、本人や保護者等に了解を得ることが必要。</u>	当面の間とする。期間の終了については、厚生労働省通知や社会情勢をもつて判断し、通知をする。	個人台帳等に対応の日時や職員名、支援の内容等について記載し、事業所職員間で共有しておくこと。
放課後デイ				
就労継続A型				
就労継続B型				
就労移行支援				
生活介護				
施設入所				
共同生活援助				